

宇治市排水設備指定工事業者指定申請の手引

《 指 定 の 要 件 》

- (1) 京都府内に営業所を有していること。
- (2) 専属の責任技術者（京都府下水道協会に責任技術者として登録した者をいう。）を有していること。
- (3) 工事を行うために必要な設備及び器材を有していること。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア. 破産開始手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ. 責任技術者としての登録を取り消され、当該登録を取り消された日から起算して2年を経過していない者
 - ウ. 第11条第2項の規定により指定工事業者としての指定を取り消され、当該指定を取り消された日から起算して2年を経過していない者
 - エ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ. 精神の機能の障害により工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - カ. 法人であつて、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

[宇治市排水設備指定工事業者規程第3条参照]

《 提 出 書 類 》

- ・ 指定工事業者指定申請書（別記様式第1号 表・裏）
- ・ 申請者（法人にあつては代表者）の住民票及び経歴書
- ・ 申請者（法人にあつては代表者）が宇治市排水設備指定工事業者規程第3条第1項第4号アに該当しないことを証する誓約書
- ・ 法人にあつては、履歴事項全部証明書及び定款の写し（原本証明記載のもの）
- ・ 営業所・倉庫の写真（外観及び看板、内部の状態が分かるもの、設備及び器材等）
- ・ 専属責任技術者名簿・・・別記様式第2号

[添付書類]

- (1) 責任技術者証の写し（協会登録番号が『KH』で始まる『みなし合格者』については、登録申請市が『宇治市』のものに限る）
 - (2) 雇用関係を証する書類（別記様式第2号の添付書類欄を参照）
- ・ 工事を行うために必要な設備及び器材を有していることを証する書類
（書式は問わないが、器具については種別・名称・単位・数量等を記載し、材料については種別・品名・形状・単位・数量等を記載すること）
 - ・ 営業所の平面図
 - ・ 住宅地図の写し（※所在地が宇治市外の場合のみ）、附近見取図
 - ・ 指定工事業者証（継続申請時に限る） ※紛失の場合は、お申し出ください。
 - ・ 登録手数料・・・15,000 円
 - ・ 継続手数料・・・10,000 円

※手数料は理由のいかんを問わず返金しません。

※各種証明書は発行日から3か月以内のものとする

申請書提出先 = 宇治市上下水道部 営業課（0774-20-8761）